

教育委員会提出議案

第28号議案

幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和4年9月12日

豊島区教育委員会教育長 金子 智 雄

幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則（平成12年教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第6号を次のように改める。

(6) 育児休業法第2条第1項の規定による育児休業（次に掲げる育児休業を除く。）中の職員として在職した期間

イ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から職員の育児休業等に関する条例（平成4年豊島区条例第21号）第3条の2に規定する期間内にある育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1月以下である育児休業

ロ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から職員の育児休業等に関する条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1月以下である育児休業

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

(説 明)

地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）の改正に伴い、
期末手当の支給期間における欠勤等日数の算定について所要の改正を行うため、本案
を提出いたします。

幼稚園教育職員の期末手当に関する規則（平成12年教育委員会規則第8号）の一部を改正する規則 新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(欠勤等日数)</p> <p>第5条 前条の欠勤等日数は、在職期間中の次に掲げる期間（第5項の規定の適用を受けるものを除く。以下「欠勤等の期間」という。）ごとに当該欠勤等の期間から幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年豊島区条例第8号。以下「勤務時間条例」という。）第5条及び第6条の規定による週休日、勤務時間条例第12条及び第13条の規定による休日並びに勤務時間条例第14条第1項の規定により指定された代休日（以下「週休日等」という。）を除いた日における勤務時間条例の規定による1日の正規の勤務時間（以下「1日の正規の勤務時間」という。）について勤務しない時間を合計した時間を7時間45分をもって1日（第1号から第3号まで及び第6号から第8号までに掲げる期間にあつては2分の1日とする。）として換算した日数（1日（第1号から第3号まで及び第6号から第8号までに掲げる期間にあつては2分の1日とする。）未満の端数の時間があるときはこれを切り捨てた日数とする。）を合計した日数とする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 育児休業中の職員として在職した期間</p> <p>(新設)</p>	<p>(欠勤等日数)</p> <p>第5条 前条の欠勤等日数は、在職期間中の次に掲げる期間（第5項の規定の適用を受けるものを除く。以下「欠勤等の期間」という。）ごとに当該欠勤等の期間から幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年豊島区条例第8号。以下「勤務時間条例」という。）第5条及び第6条の規定による週休日、勤務時間条例第12条及び第13条の規定による休日並びに勤務時間条例第14条第1項の規定により指定された代休日（以下「週休日等」という。）を除いた日における勤務時間条例の規定による1日の正規の勤務時間（以下「1日の正規の勤務時間」という。）について勤務しない時間を合計した時間を7時間45分をもって1日（第1号から第3号まで及び第6号から第8号までに掲げる期間にあつては2分の1日とする。）として換算した日数（1日（第1号から第3号まで及び第6号から第8号までに掲げる期間にあつては2分の1日とする。）未満の端数の時間があるときはこれを切り捨てた日数とする。）を合計した日数とする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 育児休業法第2条第1項の規定による育児休業（次に掲げる育児休業を除く。）中の職員として在職した期間</p> <p>イ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から職員 の育児休業等に関する条例（平成4年豊島区条例第21号）第3条の</p>

	<p>2に規定する期間内にある育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1月以下である育児休業</p> <p>ロ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から職員 の育児休業等に関する条例第3条の2に規定する期間内にある育 児休業以外の育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間 （当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間） が1月以下である育児休業</p> <p>(7)～(10) (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p>この規則は、令和4年10月1日から施行する。</p>
--	---

(新設)

(7)～(10) (略)

2～5 (略)

(7)～(10) (略)

2～5 (略)

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。